

目 次

I 精神疾患の治療について

1. 入院治療について・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 精神科、心療内科を標榜する医療機関・・・・・・・・P1～8
3. 精神科デイケア・ナイトケア・・・・・・・・P8
4. 訪問看護・・・・・・・・P9

II 精神科医療費に関する制度

1. 医療保険制度・・・・・・・・P9
2. 自立支援医療費・・・・・・・・P9
3. 高額療養費・・・・・・・・P10
4. 入院中の食事負担額・・・・・・・・P10
5. 福祉医療費・・・・・・・・P10

III 所得の保障

1. 年金・・・・・・・・P10
2. 障害年金・・・・・・・・P10～11
3. 生活保護・・・・・・・・P11
4. 特別障害者手当・・・・・・・・P12
5. 心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・P12
6. 税制上の優遇措置・・・・・・・・P12～13

IV 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）

1. 対象者、等級・・・・・・・・P14
2. 手続き・・・・・・・・P14
3. 交付後に受けられる主な制度・・・・・・・・P14

V 障害者総合支援法によるサービス

1. 対象者・・・・・・・・P14
2. 障害者総合支援法における精神保健福祉の主なサービス・P15
3. 障害福祉サービスの利用手続きについて・・・・・・・・P16
4. 障害者相談支援事業所・・・・・・・・P17～19

VI 精神保健福祉関係機関（相談窓口）

1. 精神保健福祉に関する相談窓口・・・・・・・・P18～21
2. 精神保健福祉に関する電話相談・・・・・・・・P22
3. 長崎市地域保健課におけるつどい等・・・・・・・・P22
4. 関連団体（自助グループ）・・・・・・・・P22～24

I 精神疾患の治療について

精神科の病気には様々な種類があり、治療法もそれぞれ異なります。また、同じ病名でも人によって異なる症状が現れます。

精神科の病気は早期の治療が重要です。早期に治療することで、重症化や慢性化を減らすことができます。

治療にはある程度の期間が必要な場合が多く、一度よくなっても再発することがあります。そのため、少しよくなったと思っても自己判断で治療を中断せず、主治医によく相談しながら治療を継続しましょう。

精神疾患の治療の専門は、精神科または心療内科です。

1. 入院治療について

精神保健福祉に関する法律に基づく精神科医療機関への入院には主に以下の形態があります。

- 任意入院 ・ ・ ・ ・ 本人の同意に基づく入院
- 医療保護入院 ・ ・ ・ ・ 医師の診察のもと医療及び保護のために入院が必要と認められたものの、本人の同意が得られない場合に家族等の同意に基づく入院
- 措置入院 ・ ・ ・ ・ 医療及び保護のために入院させなければ、その者が自身を傷つける又は他人に害を及ぼす恐れがある場合の都道府県知事の権限による入院

2. 精神科、心療内科を標榜する医療機関

精神科、心療内科を標榜する医療機関のうち、入院施設がある医療機関と外来治療のみの医療機関があります。

初めて治療を希望される場合は、まずは医療機関へ電話でお問い合わせください。

※P2～P8 に医療機関一覧を掲載していますが、情報が変更になる場合がありますので、詳細は各医療機関へお問い合わせください。

①長崎市内の精神科の入院施設がある病院

	病院名	所在地	受診 予約	往診	診療時間
		電話番号			
中央	出口病院	柿泊町2250	必要	あり	月～金9:00～12:30、13:30～16:30 土9:00～12:30（初診受付は月～金） 日・祝休診
		844-5293			
	西脇病院	桜木町3-14	必要	あり	月～土9:00～13:00、14:00～17:00 日休診
		827-1187			
	廣中病院	田手原町811-9	初診 のみ 必要	なし	月～金9:30～12:00、13:30～16:30 土9:30～12:00 日・祝休診
		825-1364			
	長崎大学病院	坂本1-7-1	必要	なし	月～金13:00～16:30 （原則午前は初診のみ） 土・日・祝休診
		819-7294			
光仁会病院	三原3-643	必要	なし	月～金9:00～12:00、13:00～17:00 土9:00～12:00 日・祝休診（院休日あり）	
	844-3456				
田川療養所	錦2-1-1	必要	あり	月～土9:00～12:30、13:30～17:00 日・祝休診	
	845-2188				
道ノ尾病院	虹が丘町1-1	必要	あり	月～金9:00～12:00、13:30～17:00 土9:00～12:00 （初診受付は9:00～11:00、13:30～15:00） 日・祝休診	
	856-1111				
東部	日見中央病院	芒塚町22-3	必要	なし	月～金9:00～12:00、13:30～17:00 土9:00～12:00 （初診受付は9:00～11:00、13:30～15:00） 日・祝休診
		838-2760			
南部	杠葉病院	三和町413	必要	なし	月～金9:00～12:00、13:00～17:00 土9:00～12:00 日・祝休診
		878-3734			
	三和中央病院	布巻町165-1	必要	あり	月～金9:00～12:00、13:30～17:00 （初診受付は9:00～11:00、13:30～15:30） 土・日・祝休診
		898-7511			

（令和5年4月時点）

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

②長崎市内の精神科、心療内科を標榜する外来診療施設

病院名	所在地	受診 予約	往診	診療時間
	電話番号			
長崎みなと メディカルセンター	新地町 6-39	必要	なし	同病院で他科受診している方のみ
	822-3251			
さんクリニック	新地町 8-16 ミナトビル 4 階	初診のみ 必要 できれば 再来も 電話を	あり	月・水・木・金 9:00~12:00、13:00~17:00 火 14:00~17:00、土 9:00~12:00 日・祝休診
	895-8160			
山の手クリニック	新地町 12-8 理研ビル 4 階	必要	あり	月・火・木・金 9:00~12:30、14:00~18:00 水・土 9:00~13:00 第 2 日 9:00~12:30 第 1.3.4.5 日休診
	832-2255			
こころ元気 クリニック	元船町 12-1 タカラビル 2 階	初診 のみ 必要	なし	月~木 10:00~13:30、15:30~19:30 金・土 9:00~13:30 日・祝休診
	825-8800			
土山内科 クリニック	銅座町 2-15 NK イリスビル 6 階	不要	なし	月・火・木・金 9:00~13:00、14:30~18:30 水・土 9:00~13:00 (受付は 9:00~12:30、14:30~18:15) 日・祝休診
	824-5313			
すがさきクリニック	銅座町 4-14 青木ビル 4 階	必要	なし	月・水・木・金 9:00~18:00 火 9:00~20:00、土 9:00~13:00 第 2.4 土・日・祝休診
	820-1162			

(令和 5 年 4 月時点)

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

病院名	所在地	受診 予約	往診	診療時間
	電話番号			
諏訪の杜クリニック	桜馬場 1-2-8	初診 のみ 必要	あり	火・木・金 9:00~12:30、14:00~18:00 水 9:00~12:30 土 9:00~12:30、14:00~16:00 月・日・祝休診
	829-7000			
中島川クリニック	築町 4-15 鈴文ビル 5階	必要	なし	火・金 10:00~12:30、14:30~19:30 水・木 10:00~12:30、13:30~18:30 土 10:00~12:30、13:30~17:00 月・日・祝休診 火は不定期休診
	820-0929			
出島診療所	万才町 5-22 中村ビル 1階	必要	なし	月・水 9:30~11:30、14:00~17:00 火 9:30~12:30、14:00~17:00 木・金・土・日・祝休診
	821-8652			
しまながクリニック	興善町 4-5 カクヨウビル 2階	必要	なし	火~金 9:00~12:30、14:00~19:30 第 1.3 土 9:00~12:30 月・第 2.4.5 土・日・祝休診
	829-1517			
みちクリニック	桜町 5-8 桜町ビル 4階	必要	なし	月・火・木・金 9:00~13:00、14:30~18:00 水・土 9:00~13:00 日・祝休診
	818-2300			
おのクリニック	桶屋町 29-1 初カ初桶屋町 3階 A	初診 のみ 必要	なし	月・火・木・金 9:00~12:30、14:00~18:00 土 9:00~12:30 水・日・祝休診
	821-3337			
松元リカバリー クリニック	勝山町 10-1 プラムM勝山ビル 4階	必要	なし	月~金 8:45~13:00、14:00~17:00 土・日・祝休診
	801-1146			
ふくしまクリニック	宝町 5-21 朝永ビル 1階	必要	なし	月・火 9:00~13:00、14:00~18:00 水・金 9:00~13:00、14:00~19:00 木・土 9:00~13:00 日・祝休診
	847-5777			

(令和 5 年 4 月時点)

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

病 院 名	所 在 地	受診 予約	往診	診 療 時 間
	電 話 番 号			
けんクリニック	宝町 7-5 第2イワテックビル2階	必要	なし	月・火・木・金10:00~14:00、15:00~19:00 土10:00~14:00、15:00~18:00 水・休診
	849-2290			
清原龍内科	川口町 8-20	必要	あり	月・火・水・金9:00~13:00、14:30~18:00 土9:00~13:00 (受付は9:00~12:30、14:30~17:30) 木・土午後往診、日・祝休診
	813-0005			
田川クリニック	浜口町 14-16	必要	なし	月・水・金9:00~12:30、13:30~17:00 (受付は9:00~12:00、13:30~16:30) 土9:00~12:30、13:30~15:30 (受付は9:00~12:00、13:30~15:00) 火・木・日・祝休診
	845-5586			
みちのおメンタル クリニック	松山町 3-94 松屋ビル 4 階	必要	なし	月・火・水・金9:00~12:00、14:00~18:00 木・第2.4 土9:00~12:00 第 1.3.5 土・日・祝休診
	844-3030			
佐藤クリニック	若葉町 10-7	必要	なし	月・火・水・金9:00~12:30、14:00~17:30 木・土9:00~12:15 日・祝休診
	847-1566			
心療内科 新クリニック	若葉町 16-11 2 階・3 階	初診 のみ 必要	なし	月・火・水・金9:00~12:00、14:00~18:00 木9:00~12:00 土9:00~13:00 日・祝休診
	848-7867			

(令和5年4月時点)

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

③長崎県内の精神科の入院施設がある病院

病院名	所在地	電話番号
真珠園療養所	西海市西彼町八木原郷 3453-1	0959-28-0038
小島居諫早病院	諫早市栄田町 38-16	0957-26-3374
あきやま病院	諫早市目代町 737-1	0957-22-2370
みどりの園病院	諫早市上大渡野町 1157-4	0957-25-9011
城谷病院	諫早市堂崎町 1288	0957-26-3860
横尾病院	諫早市川床町 395-2	0957-22-1109
国立病院機構長崎医療センター	大村市久原 2 丁目 1001-1	0957-52-3121
長崎県精神医療センター	大村市西部町 1575-2	0957-53-3103
大村共立病院	大村市上諏訪町 1095	0957-53-1121
中澤病院	大村市東大村 1 丁目 2524-3	0957-53-5072
鈴木病院	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 1085	0957-46-0145
小島居病院	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷 778	0956-85-3408
高城病院	島原市中野町丙 1165	0957-62-3105
島原保養院	島原市南下川尻町 8189-2	0957-62-2969
西海病院	佐世保市権常寺町 1500	0956-38-3156
佐世保愛患病院	佐世保市瀬戸越 4 丁目 2-15	0956-49-3335
宮原病院	佐世保市藤原町 46-5	0956-31-9151
天神病院	佐世保市天神 5 丁目 23-31	0956-31-6135
佐世保北病院	佐世保市下本山町 432-1	0956-47-2332
松浦病院	佐世保市世知原町栗迎 9-1	0956-76-2201
愛野ありあけ病院	雲仙市愛野町甲 370	0957-36-0153
浦上病院	南島原市南有馬町甲 1285-1	0957-85-3508
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町 205	0959-72-3181
平戸愛患病院	平戸市田平町野田免 202	0950-57-1150
佐々病院	北松浦郡佐々町口石免 1108-3	0956-62-2184
赤木病院	壱岐市郷ノ浦町本村触 111	0920-47-0085
長崎県対馬病院	対馬市美津島町雞知乙 1168-7	0920-54-7111

(令和 5 年 4 月時点)

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

④長崎県内の精神科、心療内科を標榜する外来診療施設

病院名	所在地	電話番号
池上クリニック	佐世保市常磐町 8-11	0956-23-3021
佐世保クリニック	佐世保市三浦町 1-11	0956-25-7338
森山クリニック	佐世保市光月町 1-9	0956-22-0033
かなでクリニック	佐世保市下京町 7-18	0956-56-7001
しかまち心療内科	佐世保市鹿町町上歌ヶ浦 446-1	0956-77-5656
かしわざい心療内科クリニック	佐世保市八幡町 4-3 八幡ビル 2 階	0956-23-6121
はた 心のクリニック	佐世保市宮崎町 4-3-2 階	070-5563-1556
しらはえ町クリニック	佐世保市塩浜町 6-22 Sビル 2 階	0956-76-7876
ストレスクリニック ウィング	島原市片町 643-2	0957-62-0030
島原こころのクリニック	島原市蛭子町 2 丁目 934-1	0957-65-5566
あきやま診療所	諫早市城見町 43-1	0957-23-8110
神宮司クリニック	諫早市永昌東町 15-7	0957-21-6621
ひかり診療所	諫早市福田町 357-4	0957-24-1108
みさかえの園総合発達医療 福祉センター むつみの家	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
うすい心のクリニック	諫早市東本町 5-17 ねむの木ビル 2 階 201 号	0957-56-8556
うえき心療内科クリニック	大村市坂口町 374-6	0957-54-6000
市立大村市民病院	大村市古賀島町 133-22	0957-52-2161
出口小児科医院	大村市諏訪 3 丁目 78	0957-52-2252
おおむら海辺のクリニック	大村市杭出津 1 丁目 826-17	0957-46-3663
小島居内科・脳神経内科クリニック	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷 469	0956-20-7027
長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝 630	0920-86-4321
いづはらメンタルクリニック	対馬市巖原町今屋敷 724	0920-52-1103
長崎県舌岐病院	舌岐市郷ノ浦町東触 1626	0920-47-1131
長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター	五島市奈留町浦 1644	0959-64-2014
長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549-11	0959-52-3000
公立小浜温泉病院	雲仙市小浜町マリーナ 3-2	0957-74-2211

病院名	所在地	電話番号
もとやま心のクリニック	西彼杵郡長与町高田郷 47	095-856-3033
かたやまハートケアクリニック	西彼杵郡長与町北陽台 1 丁目 2-1	095-865-7064
長崎北徳洲会病院	西彼杵郡長与町北陽台 1 丁目 5-1	095-813-5800
サザンこころのクリニック	西彼杵郡時津町久留里郷新開 1446	095-881-7339

(令和5年4月時点)

※変更する場合があります。受診の際には、必ず、各医療機関にお問い合わせください。

3. 精神科デイケア・ナイトケア

通院治療として病院で行われる精神科リハビリテーションのひとつです。医師や作業療法士、看護師等の指導のもと、レクリエーションや創作、生活技能訓練などのグループ活動を通して社会復帰の準備をします。

○長崎市内で精神科ショート・デイ・ナイトケアを実施している医療機関

病院名	ショート ケア	デイ ケア	ナイト ケア	デイ ナイト ケア	認知症 デイ ケア
出口病院	○	○		○	○
西脇病院	○	○			
光仁会病院	○	○			
田川療養所	○	○	○	○	
道ノ尾病院	○	○		○	
日見中央病院	○	○			
三和中央病院	○	○		○	
すがさきクリニック	○	○			
松元リカバリークリニック	○	○			

【問合せ先】 ▶▶▶ 各医療機関 ※医療機関の連絡先はP2~8

4. 訪問看護

精神科の医療機関や訪問看護ステーションから看護師等のスタッフが家庭を訪問し日常生活や療養上のアドバイスを行うものです。精神科の外来に通院中で主治医が必要と認めた方が対象です。

自立支援医療が利用できますので、かかりつけの医療機関でケースワーカーまたは主治医へご相談ください。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 各医療機関 ※医療機関の連絡先はP2～8

II 精神科医療費に関する制度

1. 医療保険制度

医療保険には国民健康保険・協会けんぽ（船員保険含む）・健康保険組合・共済組合・後期高齢者医療保険などがあり、医療費の自己負担割合は年齢や所得等により異なります。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所国民健康保険課 ☎829-1136
市役所後期高齢者医療室 ☎829-1139
各健保組合等

【申請窓口】 ▶ ▶ ▶ 各地域センター、各健保組合等

2. 自立支援医療費

精神科の通院医療費が障害者総合支援法に基づき、1割負担で受けられます（原則として1つの医療機関でしか利用できません）。

また、世帯の所得等に応じ月額上限額が設定されています。

利用には申請が必要です。かかりつけの医療機関や担当窓口へご相談下さい。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141
各医療機関 ※医療機関の連絡先はP2～8

3. 高額療養費

医療費（食事負担額は除く）が高額になった場合、一定額を超えた分について申請すると払い戻しが受けられる制度です。
年齢・所得等により、取扱いが異なることがありますので、ご加入の健保組合等にご相談ください。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所国民健康保険課 ☎829-1136
市役所後期高齢者医療室 ☎829-1139
各健保組合等

4. 入院中の食事負担額

入院したときの食事代は、他の診療や薬にかかる費用などとは別に高額療養費の区分に応じて定額自己負担となります。
高額療養費の区分「オ」・「Ⅱ」の方が過去12か月以内に90日を超えて入院された場合は、食事負担額が減額されます。詳しくは、ご加入の健保組合等にご相談ください。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所国民健康保険課 ☎829-1136
市役所後期高齢者医療室 ☎829-1139
各健保組合等

5. 福祉医療費

精神障害者保健福祉手帳 1級をお持ちの方が医療保険により通院医療を受けたとき、医療機関等へ支払った負担金の一部を助成する制度です。
助成を受けるためには、受給資格を取得する必要があります。
また、他の受給事業や所得に応じて取扱いが異なりますので、詳しくは担当窓口にお尋ねください。障害者手帳についてはP14にも紹介しています。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141

Ⅲ 所得の保障

1. 年金

20歳になると、国民年金・厚生年金のいずれかの年金制度に加入しなければなりません。加入者は次のような年金の給付が受けられます。

65歳になったら・・・・・・・・・・老齢年金
けがや病気で障害があれば・・・・・・・・・・障害年金
亡くなったら遺族に・・・・・・・・・・遺族年金

2. 障害年金

障害基礎年金（国民年金）や障害厚生年金等があり、一定以上の精神障害がある人が対象となりますが、次のような要件を満たしていることが必要です。

①障害基礎年金

- (a) 20歳前や国民年金加入中に初診日があるとき、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があるとき（65歳に達する前に年金を受給された方を除きます）。
- (b) 初診日がある月の2か月前までの加入期間中に3分の2以上保険料を納めて（免除されて）いること、または直近の1年間に未納期間がないこと。
- (c) 障害認定日（初診日から1年6ヶ月後）に法令で定められている障害の状態になっていること。

②障害厚生年金

- (a) 厚生年金加入中に初診日があるとき。
- (b) (c) は同上

※障害者手帳の等級と障害年金の等級は必ずしも一致しません。

※年金制度改正がある場合がありますので、詳しいことは窓口にお尋ねください。

【問合せ先】

▶▶▶ 日本年金機構長崎南年金事務所 ☎825-8707
日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
市役所住民情報課総務係 ☎829-1137

(※市役所は①障害基礎年金のみ)

(※日本年金機構ホームページはこちらのQRから↑)



3. 生活保護

病気のため働けなくなったり、働いていても収入が少なくて生活できない場合などに、その状況に応じて生活を保障する制度です。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

【問合せ先】

▶▶▶ 市役所中央総合事務所生活福祉 1・2課 ☎829-1144
東総合事務所地域福祉課 ☎894-1247
南総合事務所地域福祉課 ☎898-7860
北総合事務所地域福祉課 ☎814-3400

4. 特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で常時特別の介護を要する方に支給されます。

手当月額 27,980円（令和5年度）

※ただし、以下の方を除きます。

- ・施設入所中の方
- ・3ヶ月以上入院している方
- ・本人又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方

【問合せ先】 ▶▶▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141

5. 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が一定の掛け金を払い、保護者に万が一のことがあったとき残された障害者に年金が支給されます。

- ・加入要件
・加入する保護者が65歳未満でかつ、特別の疾病または障害がなく生命保険に加入できる健康状態の方
- ・掛け金
・月額 9,300円～23,300円（一口の場合）
保護者の加入年齢により掛け金の額が違います。65歳に達し、かつ20年以上継続して加入した場合はその後の掛け金が免除されます。二口まで加入可能です。
- ・年金
・月額 20,000円（一口の場合）

【問合せ先】 ▶▶▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141

6. 税制上の優遇措置

精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付を受けた方、市町村長等から障害者控除対象者の認定を受けている方等は次のような優遇措置が受けられます。障害者手帳についてはP14をご覧ください。

【問合せ先】 ▶▶▶ 勤務先又は長崎税務署 ☎822-4231

（※国税庁ホームページはこちらのQRから↓）



項目	内容	窓口
所得税の 障害者控除	ご自身が障害者の場合や同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合には、障害者控除を受けることができます（精神障害者保健福祉手帳 1 級、または療育手帳 A1、A2 の交付を受けている方は特別障害者控除が受けられます）。	長崎税務署 ☎822-4231
市・県民税 （住民税）の 障害者控除	障害者の方や障害者を扶養している場合は障害者控除を受けることができます（精神障害者保健福祉手帳 1 級、または療育手帳 A1、A2 の交付を受けている方は特別障害者控除が受けられます）。	市役所市民税課 個人課税 1～3 係 ☎829-1427
相続税の 障害者控除	相続人である障害者の方が相続又は遺贈により財産を取得した場合、当該障害者が 85 歳に達するまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額が相続税から控除されます。	
贈与税の 非課税財産	特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて、特定障害者が信託の利益を受ける権利（信託受益権）を取得した場合は、一定の手続きにより 6000 万円（特定障害者のうち特別障害者以外の方は 3000 万円）までは贈与税が課されません。	長崎税務署 ☎822-4231
軽自動車税 （種別割）の 減免	精神障害者保健福祉手帳 1 級、または療育手帳 A1、A2、B1 の交付を受けている方のために使用している本人名義（手帳所持者）、または同一生計の家族名義の車両については、減免の対象となることがあります。 ただし、ひとり 1 台まで（普通車も含む）です。減免を受けるためには納期限（その年度の 5 月末）までに申請が必要です。 詳しくはお問い合わせください。	【問合せ】 市役所市民税課 諸税係 ☎829-1133 【受付】 各地域センター ※普通車は 長崎振興局税務部 ☎821-8835

Ⅳ 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）

手帳の交付を受けた方は、一定の精神障害の状態にあることが証明され、各種の支援策が受けられやすくなります。手続等についてはお問い合わせください。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141

1. 対象者、等級

精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に障害がある方。等級は次の通り。

- 1 級：単独での日常生活が困難な方
- 2 級：日常生活に著しい制限を受ける方
- 3 級：日常生活、社会生活に制限を受ける方

2. 手続き

申請手続きには、障害者手帳申請書・顔写真・診断書等の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。
有効期限は2年間で、2年ごとに更新手続きが必要です。

3. 交付後に受けられる主な制度

次のような制度を利用できるようになります。

- ①税制の優遇措置
- ②交通費助成（市内にお住まいの方に年額5千円相当のタクシー等の利用券を交付）
- ③運賃割引（県内のバス・電車料金が半額。タクシー料金1割引）
- ④各種公共施設の利用料減免
（市・県の公共施設利用料減免、市営駐車場使用料割引等）

Ⅴ 障害者総合支援法によるサービス

障害の種別に関わらず、「障害者総合支援法」にもとづいたサービスを受けられます。手続等についてはお問い合わせください。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 市役所障害福祉課 ☎829-1141

1. 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者 等

2. 障害者総合支援法における精神保健福祉の主なサービス

<障害支援区分の認定は不要（訓練等給付）>

項目	内容
地域活動支援センターⅠ型	創作活動や生産活動、交流を行うための日中活動及び日常生活上の様々な相談に応じ、必要な援助を行う施設。
地域活動支援センターⅢ型	創作活動や生産活動、交流を行うための日中活動の施設。
自立訓練（機能訓練）事業所	地域生活をする上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、必要なりハビリテーション等の訓練を行う。
自立訓練（生活訓練）事業所	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（A型）事業所 ※雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（B型）事業所	就労経験のある障害者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労定着支援事業所	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用した後に一般就労し、就労継続期間が6か月を経過した方の就労の継続を図るために、一定期間、必要な援助を行う。
自立生活援助事業所	居宅において单身等で生活している方が自立した日常生活をするために、一定期間、必要な援助を行う。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行う。
宿泊型自立訓練事業所	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している知的障害者及び精神障害者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

<障害支援区分の認定が必要（介護給付）>

項目	内容
短期入所（ショートステイ）	家族が病気や冠婚葬祭、事故等の理由により、在宅における援助の提供が困難になったときに一時的に入所する。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	在宅において日常生活を営むことができるよう、家庭などにホームヘルパーを派遣して、家事援助（食事の準備など）や身体介護（からだの清潔保持等）の介護など必要な援助を提供する。

※サービス利用費用は原則1割負担です。

※各施設およびサービス利用の自己負担額については、障害福祉課、または市のホームページでご確認ください。

3. 障害福祉サービスの利用手続きについて

(1) サービス利用の相談・申請

(2) 障害支援区分の調査・審査

市職員、又は市が委託した相談支援事業所の認定調査員が、障害者の方の心身（80項目）や社会活動や介護者等の状況及びサービス利用の意向について、調査を行う。

訓練等給付を希望する場合

介護給付を希望する場合

《障害支援区分の一次判定》
支援の必要の度合いをコンピューターにより判定

二次判定（審査会）
審査会は障害保健福祉をよく知る委員で構成

医師の
意見書

障害支援区分の認定

(3) サービス等利用計画案の作成

勘案

①サービス等利用計画案

②週間計画表

③申請者の現状（基本情報）

④基本情報（現在の生活）

審査会
必要に応じて審査会へ意見聴取

(4) 支給決定

受給者証の交付を受けて、サービスを提供する事業や施設と契約し、サービスを利用する。

4. 障害者相談支援事業所

障害福祉サービスを利用する際、サービス利用計画を立案するほか、日常生活上の様々な相談に応じ、必要な援助を行う施設です。

【問合せ先】 ▶ ▶ ▶ 各施設

	事業所名	所在地	電話番号
	相談支援事業所 あおぞら	魚の町 6-11 魚の町コーポ 201号	820-5055
	相談支援事業所 ラポール	築町 3-18 302号	816-1670
	相談支援事業所 あじさい浜町	浜町 1-10	811-0050
	みらい社会福祉士事務所	諏訪町 6-3 202号	811-2525
	相談支援センター ながさき	勝山町 37	811-7070
	指定相談支援事業所 れんげそう	下西山町 10-12	895-8037
	マイノリティ	本原町 24-15 高瀬ビル3階	865-6722
	長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうし	大橋町 18-7	845-2337
	相談支援事業所「結」	大橋町 24-19 七福ビル402	847-8060
	あいさぽーと 相談支援事業所	大橋町 7-5 横山ビル 301	842-0585
	相談支援事業所 大地	中園町 11-1-2 階	801-4598
	こころね 相談支援センター	昭和 1丁目 2-11 こころねビル1階	842-7171
	相談支援センター 道しるべ	赤迫 2丁目 5-5-1016	807-5002
	コンサルテーションサポートオフィス・NOAH	油木町 46-31	070-4729-5362
	ケアプランセンター たけのこ	油木町 13-8 アネックスティカ-パ ール209号	807-7924
	指定相談支援事業所 咲咲	錦 2丁目 1-1	845-2211
	相談支援事業所 にじいろ	虹が丘町 1-1	855-8810
	星宿	横尾 1丁目 1-6-202	865-7012
	居宅介護支援事業所 プライエム横尾	横尾 3丁目 26-2	814-6688
	相談支援事業所あじさい	茂木町 1805-25	834-6111
	相談支援事業所 はじめ	戸町 1丁目 5-7-503	895-7762
東 部	指定相談支援事業所 たちばな	矢上町 31-26	838-7305
	相談支援 きんしゃい	松原町 728-2	839-2400
	相談支援事業所 あゆむ	古賀町 949	801-4177
	障害者相談支援事業所 さち風	田中町 279-44	801-1122
	障害児・者相談支援事業所 ポニーランド長崎	田中町 3450-15	839-1300
	相談支援事業所 うさぎのいえ	中里町 1335-252	801-9038
	相談支援センター 照海	網場町 5 コーポ岩永 201号	894-8339
	相談支援事業所 ハピネス	宿町 729-1	832-0022
	障害児者相談支援センター 太陽	古賀町 1503-1	801-5523

	事業所名	所在地	電話番号
南 部	長崎市障害者相談支援事業所 つどい	末石町 162	898-5656
	相談支援 ホーシー	為石町 2509-1	892-7202
	指定相談支援事業所 ひまわり野母崎	高浜町 2470	895-3883
	相談支援センター ほっと	平山町 463-1	898-5075
北 部	長崎市障害者相談支援事業「いんくる」	三京町 702-1	865-6112
	相談支援 つばき	多以良町 1551-94	801-2884
	相談支援事業所 虹	鳴見台 2 丁目 28-15	860-9300
	BRIDGE ぴーぷる	鳴見町 50-5	865-8995
	相談支援事業所 きんかい	琴海村松町 743-3	801-4277
	和みの里	畝刈町 1069-4	860-1717

(令和 5 年 4 月時点)

Ⅵ 精神保健福祉関係機関 (相談窓口)

1. 精神保健福祉に関する相談窓口

①精神保健福祉全般の相談

長崎市役所 地域保健課 精神保健係	魚の町 4-1 市役所 11 階	☎829-1311、829-1153	電話相談 月～金 8:45～17:30 土・日・祝・年末年始休み 面接相談 ※いずれも要予約 相談員による相談 月～金 9:00～15:00 土・日・祝・年末年始休み 臨床心理士による相談 第 4 木 9:00～12:00 専門医による相談 月 4 回程度 (電話でお尋ねください)
	橋口町 10-22		☎846-5115



②福祉に関する全般的な相談

長崎市精神障害者 相談支援センター やまぼうし	大橋町 18-7	月～土 9:00～17:00 日・祝・年末年始休み 緊急連絡は24時間受付可能
	☎845-2337、845-2357 メール yamabousi@youi-med.com	
長崎市障害者 相談支援事業所 つどい	末石町 162 南部市民センター内	月～土 9:00～17:00 日・祝・年末年始休み 緊急連絡は24時間受付可能
	☎898-5656	
長崎市障害者 相談支援事業所 「いんくる」	三京町 702-1	月～金 8:30～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始休み 緊急連絡は24時間受付可能
	☎865-6112	
障害者相談支援 事業所 さち風	田中町 279-44	月～土 9:00～18:00 日・祝・年末年始休み 緊急連絡は24時間受付可能
	☎801-1122	
長崎市障害福祉 センター (ハートセンター)	茂里町 2-41	月～金 8:45～17:30 土・日・祝・年末年始休み
	☎842-2525	

③子ども・若者の相談（ひきこもり、発達障害等）

長崎県子ども・ 若者総合相談 センター ゆめおす	馬町 48-1 市町村会館馬町別館 2 階	月・火・水・金・土 来所相談：10:00～18:00 電話相談：10:00～22:00 (土は18:00まで) ※メール・FAX 24時間受付可 概ね39歳までの方と家族が対象
	☎824-6325 FAX824-6400 メール yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	
長崎県発達障 害者支援センター しおさい	諫早市永昌東町 24-3 こども医療福祉センター2 階	月～金 9:00～17:00 土・日・祝・年末年始休み ※メール・FAX 24時間受付可 ※要予約 発達障害を有する本人や家族、 関係機関への支援を行う専門 機関
	☎0957-22-1802 FAX 0957-22-1812 メール jh-c@coffee.ocn.ne.jp 	

④依存症に関する相談

長崎ダルク 眼鏡橋相談室	魚の町 7-24 眼鏡橋ビル 2 階	月～金 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始休み ※要予約
	☎&FAX 824-3433 メール contact.daglme@gmail.com 	

⑤高次脳機能障害に関する相談

長崎県高次脳機能障害支援センター	橋口町 10-22	月～金 9：00～17：45 土・日・祝・年末年始休み ※面接は要予約
	☎844-5515	

⑥仕事の相談

公共職業安定所 (ハローワーク) 職業相談第3部門	宝栄町 4-25	障害者の方が次の制度等を利用しながら、就職に結びつくための職業紹介、職業相談を担当する窓口(利用のための要件あり) ・障害者トライアル雇用 ・職業訓練等 開所日：月～金8：30～17：15、土・日・祝休み
	☎862-8674	
長崎障害者職業センター	茂里町 3-26	就職や復職を希望する障害者の方を対象に、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携をとりながら、職業相談・職業評価から、就職、復職の支援、就職後のフォローアップまで一連の職業リハビリテーションサービスを行う (主な支援内容) ・職業準備支援 ・ジョブコーチ(職場適応援助者)支援事業 ・リワーク(職場復帰)支援 ※就労支援を行う機関に対して助言・研修等を行う 開所日：月～金8：45～17：00、土・日・祝・年末年始休み
	☎844-3431 	
長崎市障害者就労支援相談所	茂里町 2-41 もりまちハートセンター内	就労関係の知識・経験のある職員を配置し、雇用準備、就労支援、情報提供などの支援やハローワーク、企業との橋渡しを行う ・障害者の就労に関する相談 ・面接及び生活全般に対する助言 ・求人情報や実習情報の収集・提供 相談対応：月～金 9：00～17：00、土・日・祝休み
	☎842-2525 	
障害者就業・生活支援センター ながさき	茂里町 3-24 総合福祉センター 3階	就職を希望する障害者の方、在職中の障害者の方を対象に、関係機関と協力をして就業面・生活面の相談、支援を行う ・就職に向けた訓練(基礎訓練・職場実習) ・求職活動支援(ハローワーク等への同行) ・職場定着支援(職場訪問等) ・在職者への相談、支援 ・就業に関する生活面への相談、支援 開所日：月～土 10：00～19：00、日祝・年末年始休み
	☎865-9790 	

長崎若者サポート ステーション	馬町 48-1 市町村会館馬町別館 2 階	仕事に就いていない 15 歳から 49 歳までの方 を対象とし、無料で就労支援を行う 開所日：月～土 10：00～22：00、日・祝休み
	☎823-8248 	

⑦金銭管理の相談

長崎市社会福祉 協議会（福祉あん しんセンターな がさき） 日常生活自立支 援事業（福祉サー ビス利用援助事 業）	恵美須町 4-5 NBC3rd ビル 3 階	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスの内容 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助 ④書類等預かりサービス ※②～④は①に付随して利用（単独利用は不可） ●利用料金 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービス等についての相談は無料 ②利用者に代わって行うお金の出し入れや支払い、役所 の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど 1 回 1,200 円（交通費別途必要） ※生活保護受給者は全て無料 ●対象者 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断力が不 十分な方であって、本事業の契約内容について理解でき ると認められる方 ●受付日：月～金 9：00～17：00、 土・日・祝・年末年始休み
	☎828-0162 	

⑧ライフステージにおける様々な悩み

南多機関型 地域包括支 援センター	相生町 1-17 メゾンド田中 202 号	専門の相談員を配置し、ご本人やその 家族が抱える複合的な悩みをワンスト ップで受け止め、様々な支援機関と連 携しながら解決に向けた支援を行う 開所日：月～金 8：30～17：30 ※緊急時は休日・時間外も連絡可能
	☎801-0711 FAX801-0712	
北多機関型 地域包括支 援センター	琴海村松町 704-14	「生活が苦しい」、「今後の生活に不安があ る」など主に経済的な困りごとを抱えてい る方を対象に生活の立て直しに向けた支 援を行う。 開所日：月～金 9：00～17：00、 土・日・祝・年末年始休み
	☎801-2765 FAX801-2766	
長崎市生活 支援相談 センター	恵美須町 4-5 NBC3rd ビル 3 階 長崎市社会福祉協議会内	
	☎828-0028 0120-223-384	

2. 精神保健福祉に関する電話相談

こころの電話	☎847-7867	月～金 9:00～12:00、13:00～15:15 土・日・祝・年末年始休み
いのちの電話	長崎いのちの電話 ☎842-4343	毎日 9:00～22:00 ※第1・3土曜日は9:00～24時間対応
	フリーダイヤル ☎0120-783-556	毎日 16:00～21:00 毎月10日のみ 8:00～翌日8:00
よりそいホットライン	☎0120-279-338	毎日 24時間
こころの健康相談 統一ダイヤル	☎0570-064-556	月～金 9:00～17:45、18:30～22:30 (受付は22:00まで) 土・日・祝・年末年始休み
精神科救急情報センター	☎0957-53-3982	毎日 24時間

※メールなど、SNSによる相談については [厚労省 SNS相談](#) で検索して下さい。

3. 長崎市地域保健課におけるつどい等

ひきこもり家族のつどい 「ひまわり会」	半年以上ひきこもっている方の家族のつどい	長崎市 地域保健課 ☎829-1153 ※広報ながさき に掲載します
自死遺族のつどい	大切な方を自死で亡くされた方のつどい	
精神障害者家族教室	主に統合失調症の方の家族を対象とした教室	

4. 関連団体（自助グループ）

精神障害者のための グループ	長崎県精神障害者団体 連合会 (ちょうせいれん)	茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター4階 ☎&FAX 808-5830 火・金 11:00～15:00
	長崎バッテン 倶楽部	矢の平 2丁目 2-9 川崎様方 ☎826-5797
	ピアサポート ちゃんぽん	☎807-4269 詳細はホームページ参照→ 

精神障害者の家族のためのグループ	長崎県精神障害者 家族連合会（長家連）	茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター県棟 4F ☎842-5350 FAX 842-5351
	のぞみ会	大橋町 3-2 地域活動支援センターのぞみ共同作業所内 ☎807-4269
	のぐさ家族会	柳谷町 6-3 就労継続支援 B 型事業所のぐさ内 ☎848-7641
	つばき会	立山 4 丁目 5-13 つばき作業所内 ☎050-3444-1928
	長崎げんき会 	☎080-5207-1052 ブログ http://genki9.blog99.fc2.com/
ひきこもりの問題で 悩む家族のための グループ	長崎県ひきこもり 家族会「花たば」	諫早市原口町 689 川崎様方 ☎&FAX 0957-22-1951
	親の会 たんぽぽ 	銀屋町 2-16 古川町共同ビル 401 ☎090-9723-2651 (古豊様方)
	NPO 法人心澄家族会	馬町 48-1 市町村会館別館 3 階 ☎807-4937
	NPO 法人フリースクール クレイン・ハーバー	昭和 3 丁目 387-1 ☎844-8899
	アルコール依存症者と 家族のためのグループ	長崎断酒会
AA (アルコールクス アノニマス)		5グループが市内9会場でミーティングを実施 問合せ先：AA 九州・沖縄セントラルオフィス ☎099-248-0057 月～金 10:00～16:00 土・日・祝・盆・年末年始休み
Al-Anon (アラノン家族グループ)		長崎市立図書館研修室でミーティングを実施 問合せ先：NPO 法人アラノン・ジャパン ☎045-642-8777 月・火・木・金 10:30～15:00 祝・年末年始休み

薬物依存症者と家族のためのグループ	NA (ナルコティクス アノニマス)	1グループが市内5会場でミーティングを実施 問合せ先：NA 日本リージョン・セントラル オフィス ジャパンセントラルオフィス
		☎&F A X 03-3902-8869 火 19:00~21:00 土 13:00~17:00
ギャンブル依存症者と家族のためのグループ	GA (ギャンブラーズアノニマス)	5グループが市内7会場でミーティングを実施 問合せ先：GA 日本インフォメーションセンター
		☎046-240-7279 FAX050-3737-8704 電話対応は最終日曜のみ 11:00~15:00
	ギャマノン (GAM-ANON) 	2グループが市内2会場でミーティングを実施 問合せ先：ギャマノン日本サービスオフィス
認知症の人を抱える家族のためのグループ	公益財団法人認知症の人と家族の会長崎県支部	茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター県棟 4階 ☎&F A X 842-3590 事務局開設 火・金 10:00~16:00
	あじさい会	茂里町 2-41 もりまちハートセンター ☎090-4777-6137 (川崎様方)
高次脳機能障害でお悩みの方のためのグループ	ピアサポート「ぷらむ」	相談窓口は、長崎こども・女性・障害者支援センター内の長崎県高次脳機能障害支援センター ☎844-5515
大切な方を自死でなくされた方のためのグループ	NPO法人 自死遺族支援ネットワークRe	ホームページ https://npore.org 

※詳細やその他、自助グループについては長崎県 セルフヘルプグループで検索🔍して下さい。

～こころのサインに気づいていますか～

これらは“こころの不調”につながるサインです。悩みや不安を抱えていたら、まずは相談してみてください。

【あなた自身について】

- 理由もなく悲しい・憂うつな気分
- 何事にも興味がわかず、楽しくない
- 疲れやすい、元気が出ない
- 眠れない日が続く
- 食欲がなくなる
- 家事や仕事の効率が下がり、失敗がふえる
- 以前は楽しめていた活動が楽しめない

♥ 「自分のこころのサイン に気づいたら」

→ 勇気がいるかもしれませんが誰かに相談してみてください。ガイドに記載しているように、困っている内容に応じた相談窓口があります。

【あなたの大切な人について】

- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 体調不良を訴えることが増える
- 人づきあいを避けるようになる
- 趣味やスポーツ、外出をしなくなる
- 遅刻や欠勤をするようになる
- 飲酒量が増える

♥ 「周りの人のこころのサイン に気づいたら」

→ 声をかけ、もし悩みを打ち明けてくれたら、否定や批判はせず、ゆっくり話を聞いてください。



スマホやパソコンでも詳しいストレスチェックができます！
「長崎市こころのメガネ」で検索してみてください。
または、右のQRを読み込んでください。



MEMO